

平成24年7月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ネ)第1033号損害賠償請求控訴事件

(原審 大阪地方裁判所岸和田支部平成23年(ワ)第912号)

(口頭弁論の終結の日 平成24年6月1日)

判 決

大阪府和泉市緑ヶ丘二丁目13番10号

控 訴 人 小 林 洋 一

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

被 控 訴 人 和 泉 市

同 代 表 者 市 長 辻 宏 康

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 比 嘉 廉 丈

同 比 嘉 邦 子

同 川 上 確

同 橋 本 匡 弘

同 酒 井 美 奈

同 勝 谷 沙 恵

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人の当審における拡張請求を棄却する。
- 3 当審における訴訟費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、20万円及びこれに対する平成23年9月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

第2 当事者の主張等

1 本件の経緯

- (1) 本件は、控訴人（原審原告）が、普通地方公共団体である被控訴人（原審被告）に対し、被控訴人の監査委員は、控訴人から、被控訴人の職員（以下「本件過誤職員」という。）が平成21年度介護給付費財政調整交付金算定のための諸係数等調において第一号被保険者（65歳以上の介護保険被保険者をいう。以下同じ。）の所得段階別被保険者数の計数を誤ったために被控訴人に損害を与えたことを理由として、和泉市長に本件過誤職員に対する損害賠償請求をさせる等の措置を求める監査請求を受けたのに、監査請求事項を異にする他の普通地方公共団体における監査結果を丸写しし、控訴人の監査請求事項とは無関係な事項に関する判断をして控訴人の監査請求を理由がないとしたことにより精神的苦痛を被ったと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料20万円及びこれに対する訴状送達の日（平成23年9月14日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求した事案である。
- (2) 原判決が控訴人の拡張前の原審請求を全部棄却したところ、控訴人が本件控訴を申し立てた。

2 事案の概要

本件事案の概要は、次のとおり補正するほかは、原判決2頁8行目から9頁25行目までに記載されたとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁10行目及び同5頁13行目に「被告」とあるのをいずれも「被控訴人の監査委員」と改める。
- (2) 同2頁17行目に「漫然と」とあるのを「漠然と」と改める。
- (3) 同3頁21行目に「乙10」とあるのを「乙10の1～8」と改める。
- (4) 同4頁2行目、3行目、4行目、5行目及び9行目に「5段階」とあるのをいずれも「第5段階」と、同頁3行目から4行目まで、6行目、10行目

及び11行目に「6段階」とあるのをいずれも「第6段階」と、同頁7行目及び8行目に「7段階と8段階」とあるのをいずれも「第7段階及び第8段階」と、それぞれ改める。

(5) 同頁15行目から16行目までに「行った」とあるのを「申請した」と改める。

(6) 同5頁6行目に「被告の要請により、被告に対して、」とあるのを「被控訴人の監査委員の要請により、同監査委員に対して、」と改める。

(7) 同頁16行目に「本件監査通知」とあるのを「本件監査結果通知」と改める。

(8) 同7頁26行目に「監査委員会」とあるのを「監査委員」と改める。

(9) 同8頁11行目に「論を待たない」とあるのを「否定しない」と改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、本件の事実関係の下では、被控訴人の監査委員に国家賠償法1条1項にいう違法な行為があったとはいえないと判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 争点(1)（住民監査請求に関して監査請求人個人に慰謝料請求権が発生し得るか否か。）について

監査請求は、普通地方公共団体の住民が自己の法律上の利益に直接関わりのない事項について、専ら住民全体の利益のために公益の代表者として請求することが認められている制度であり、監査結果の内容が、直接、当該住民の個人的な権利又は地位に影響を及ぼすものということとはできない。

しかしながら、地方自治法は、住民に対して、住民全体の利益のために、違法若しくは不当な公金の支出等があると認められるときに監査請求をすることを認め、これに対応して、監査委員に対しては、監査を行い監査の結果を通知すべき義務等を負担させているのであって（同法242条3項）、同法は、監査請求を、単なる監査の契機として位置付けているのではなく、住民が監査を

通じて普通地方公共団体の行う違法不当な公金の支出等を予防し、是正する手段として位置付けているものと解される。このように、監査請求権は、地方自治の本旨に基づいて地方自治法が個々の住民に与えた権利であるというべきであるから、この権利は、国家賠償法（不法行為法）上も保護に値する権利ないし利益に当たるといふべきである。

もっとも、上記のような監査請求権の性質や、監査の結果等に不服がある住民には住民訴訟を提起することも認められていることを考慮すると、監査請求権の侵害をもって国家賠償法1条1項にいう違法な行為と評価し得るためには、単に監査の結果が法令に違背するとか監査の手法が不十分であるというだけでは足りず、監査委員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行なったものと認め得るような特段の事情があることを必要とすると解するのが相当である。

以上に反する当事者双方の主張は、採用しない。

3 争点(2) (本件において控訴人に慰謝料請求権が発生しているか否か。)

(1) 前記2の説示に照らして本件をみると、本件監査請求は、被控訴人をして本件過誤職員に対する損害賠償請求をさせることを目的としてなされたものであるところ（前記第2の1(3)ア）、被控訴人に本件過誤職員に対する損害賠償請求権があるというためには、まずもって、被控訴人が何らかの権利又は法律上保護に値する利益を侵害されたといえなければならない。

したがって、被控訴人の監査委員が、控訴人が本件過誤職員によって侵害されたと主張する、介護保険保険者としての被控訴人の国に対する介護給付費財政調整交付金請求権が権利又は法律上保護に値する利益に当たるか否かを検討したことは正当であって、この検討事項の選択をもって、控訴人がいような住民監査請求をないがしろにする背信行為であるとは到底いえない。

また、介護保険保険者の国に対する介護給付費財政調整交付金請求権は、国の交付決定をもって初めて権利となるものであり、本来報告すべき正しい

数値に基づき計算される額の交付金請求権なるものは存在しない旨の本件監査結果通知の見解は（甲3の10頁），関係法令の解釈としてもあり得る範囲のものと考えられる（少なくとも，上記見解に反するような最高裁判所の判例や行政当局の解釈を見出すことはできない。）。

したがって，被控訴人の監査委員が上記見解を採用したことをもって，控訴人がというような本件監査請求をないがしろにする背信行為であるとは到底いえない。

(2) また，本件監査結果通知は，控訴人からの指摘を待つまでもなく，被控訴人に本件過誤職員に起因して本来必要のなかった支出を余儀なくされたというような事情があれば，なお被控訴人に損害が生じたといえるのではないかという観点からも検討を加え，被控訴人が介護保険特別会計に対して法定繰入金以外の繰り入れを行っていないことから，この観点からも被控訴人には損害が生じていないと判断したところ（甲3の10頁），この検討事項の選択も，本件監査請求の問題意識を踏まえて事案を更に多角的に検討したものと評価することができ，本件監査請求の趣旨に整合しこそすれ，これに矛盾するものではない。

(3) 更に，本件監査結果通知において採用された見解ないし判断は，本件過誤職員の行為に限って妥当する個別性の強いものではなく，同種の事案であれば広く妥当する一般性の強いものであるから，同種の事案についてなされた監査結果と検討の過程や表現も似通ってくるのは致し方ないといえる。

そうとすれば，本件監査結果通知の文言が箕面市の監査委員による本件過誤職員の行為と同種の過誤行為についての監査結果の文言と似通っていたとしても，そのことだけでは，控訴人の監査請求権が侵害されたというべきほどの違法な監査を被控訴人の監査委員がしたということとはできない。

(4) 以上によれば，被控訴人の監査委員には，控訴人が主張するような違法な行為はないというべきである。

4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、控訴人の請求を棄却した原判決の結論は相当であり、本件控訴は理由がないし、控訴人の当審における拡張請求にも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官 渡 邊 安 一

裁判官 池 田 光 宏

裁判官 平 野 剛 史

これは正本である。

平成24年7月27日

大阪高等裁判所第6民事部

裁判所書記官 和田祥人